

記入見本 増補(40ページ)

一般旅券査証欄増補申請書

増補

消せるインクは使用しないでください。

厳折り曲げ
禁止

受理年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
窓口記入欄	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
増補年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

【現在お持ちの旅券に増補する場合】
現在お持ちの旅券番号、発行年月日をご記入ください。

【旅券の新規発給や更新の際、同時に増補する場合】
空欄のままでも結構です。

注意 増補を受けようとする旅券について記入してください。(既に旅券を所持している者のみ記入のこと)

旅券番号	T Z 0 1 2 3 4 5 6	発行年月日 (西暦)	2 0 1 5	0 9	1 5				
(ヨミカタ)	ガイム		タロウ						
名義人名	外務		太郎						
氏名	(姓)		(名)						
※性別	<input checked="" type="radio"/> 男	<input type="radio"/> 女	※生年月日	明治 2	大正 3	<input checked="" type="radio"/> 昭和 4	平成 5	令和 6	55年 12月 13日
現住所	〒 Room No.501 ABC Tower 15 Soi 39 Sukhumvit Road, Klongtannua, Wattana, Bangkok 10110		電話	02 (207) 8500					
			携帯	081 (123) 4567					
	その他勤務先など日中の連絡先		電話	()					
	〒		電話	()					

タイ国内の現住所をご記入ください。

一、本申請書の記入は、旅券の査証欄に記入するものとする。二、旅券の査証欄に記入する場合は、旅券の裏面に記載されている事項と一致するよう記入すること。三、旅券の査証欄に記入する場合は、旅券の裏面に記載されている事項と一致するよう記入すること。四、旅券の査証欄に記入する場合は、旅券の裏面に記載されている事項と一致するよう記入すること。五、旅券の査証欄に記入する場合は、旅券の裏面に記載されている事項と一致するよう記入すること。六、旅券の査証欄に記入する場合は、旅券の裏面に記載されている事項と一致するよう記入すること。

外任	外務大臣 殿 大使 総領事 殿	令和 3 年 8 月 19 日
法定代理人(親権者、後見人など)署名	<p>申請者が未成年(20歳未満)の場合、法定代理人(父又は母)の署名が必要です。戸籍上の氏名を楷書でご記入ください。</p>	
官公庁記載欄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理	



(令和二年十二月改正)

以下は代理申請の場合のみご記入ください。

申請書類等提出委任申出書

本人に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です。の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

申請者以外の方が申請書類等を提出する場合には、この様式も忘れずに記入してください。

申請者記入	令和 3 年 8 月 19 日	引受人氏名	外務 省子	申請者との関係	妻
引受人記入	令和 3 年 8 月 19 日	引受人住所	Room No.501 ABC Tower 15 Soi 39 Sukhumvit Road, Klongtannua, Wattana, Bangkok 10110		
注意事項	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。 1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。 2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。				

点線より上の欄は申請者本人が記入してください。

(令和二年十二月改正)

(別記第3号様式)